

## 公益目的通報の調査結果（令和6年10月3日報告分）について（公表）

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

### 記

◇通報日 令和6年6月20日

◇通報形態 郵便

◇通報内容

市長は、地方自治法に基づき、行政財産たる市役所敷地に駐車区画を設け、議員が公務（議会出席等）のため同区画に自家用車を駐車することを許可している。また、同法は、行政財産の使用又は公の施設の利用については使用料を利用者から徴収することができることとしているが、従前、議員駐車場は無料とされている。

一方、出先機関の職員が勤務先の公共施設に自家用車を駐車する場合、市長は当該職員に対して使用料の負担を求めているところ、職種、勤務場所等は異なるものの、公共施設において公務に従事する者に対し、使用料の負担を求めている場合と、求めていない場合が混在するのは不適切である。仮に市長が議員に対する議員駐車場に係る使用料の徴収を怠っている事実があるとすれば、地方自治法の住民監査請求の対象事項に該当するため、違法のおそれがある。

◇調査結果

#### 1 事実認定

市では、本庁舎の敷地内に22台分の駐車区画を確保し「議員駐車場」として、議員の利用に供している。具体的には、総務課において、議会事務局から提出された議員の車両確認表をもとに、各議員に駐車場入庫用リモコンを貸与している。議員は、経済的負担なく、登庁時等に議員駐車場を利用している。なお、市は議員による議員駐車場の利用に関して、地方自治法に基づく使用許可を行っていない。

#### 2 判断

##### (1) 行政財産の管理について

ア 議員駐車場は、本庁舎の敷地内に設けられたものであるから、地方自治法上は公有財産のうち行政財産に分類される。

イ 行政財産は、原則として貸与できず、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可できる。一方、目的外使用許可をしたときは使用料を徴収できる。市では、三田市行政財産使用料条例（以下「本条例」）を制定しており、使用許可を受けた者は使用料を納付しなければならないと定め、公用、公共用、市の事務事業に関連し厚生福利の施設として使用させるときや、財産管理者が特別の事由により必要と認めるときに該当する場合に限り、使用料を減免することができるとしている。

ウ 地方自治法225条は、行政財産の目的外使用を許可するに当たり使用料を徴収するか否かに関し行政庁に一定の裁量を与えているが、本条例は、使用料の徴収を原則とし、所定の事由に該当する場合に限り例外的に減免を認めることとしている。行政財産の目的外使用許可があくまで公物管理の例外であることに鑑み、使用料徴収に関する裁量が濫用されないよう、行政裁量に制限を加えたものと解される。

(2) 使用料の減免事由該当性に関する判断について

本条例6条各号に基づく使用料の減免を広く認める解釈・運用は妥当とはいえない。とりわけ、同条3号については、個々の事案ごとに、具体的事情に照らして、「特別の事由による公益上の必要性」の有無を慎重に判断する必要がある。

(3) 議員駐車場の使用料を免除することの適否

ア 総務課は、行政監察員の照会に対し、議員が本会議、委員会等に出席するために議員駐車場を利用することは本条例6条3号の「その他公益上、財産管理者が特別の事由により必要と認めるとき」に該当することから、使用料は免除されることになる旨回答している。所管課の立場は、市民から負託を受けた議員による議員活動の公益性と、適正な公物管理（使用料の徴収）の要請とを比較衡量した結果と考えられる。しかし、所管課の説明だけでは、議員に議員駐車場の利用を許可する上で例外的に使用料を徴収しないことの適法性を認めるには不十分である。議員の本会議及び委員会での活動が広い意味での公益性を有するとしても、それは一般的・抽象的な議論にとどまり、直ちに本条例6条3号が求める「特別の事由による公益上の必要性」があることを意味するわけではない。

イ 一方、議員による議員駐車場の利用に関して、地方自治法に基づく使用許可はされておらず、各議員の公益上の必要性も不明である。また、個々の事情を調査することも困難なため、本条例6条3号に該当するとの所管課の説明を退け、直ちに議員駐車場の無償利用に関して使用料徴収に係る裁量権の逸脱・濫用の違法があると判断できない。もっとも本条例が行政財産の目的外使用を許可するに当たって使用料の徴収を原則としている中で、減免事由に該当する根拠が不明瞭なまま議員駐車場の使用料が免除されている状況は是正されなければならない。市においては、本条例の趣旨に鑑み、同6条3号該当性につき、改めて庁内で精査されるよう求める。

◇その他

① 調査結果を踏まえた市の見解と対応

議員駐車場については、行政財産の目的外使用許可による減免の妥当性も含め精査し、今後の減免の継続の可否については、市としての対応を早急に検討する。

② 結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表